

障害保健福祉部企画課

平成30年3月14日

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果

1. 調査の目的

平成22年度より施行された身体障害者手帳制度における肝臓機能障害の障害認定については、平成27年度に認定基準の検証を行い、平成28年4月より改正後の認定基準による障害認定が施行されている。

本調査は、改正後の認定基準による肝臓機能障害の障害認定状況について把握することを目的として実施した。

2. 調査対象期間・調査内容等

(期間)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(対象)身体障害者手帳の交付事務を行う全ての都道府県、指定都市及び中核市
(調査内容)

- ①肝臓機能障害の身体障害者手帳の交付件数等（交付件数、却下件数）
- ②肝臓機能障害の認定状況（等級、肝臓移植の有無、手帳所持の有無）
- ③却下となった理由

3. 結果概要

(1) 肝臓機能障害の身体障害者手帳交付の状況

平成28年度の交付件数は2,806件であった。その内、新規交付は2,608件(92.9%)、再認定による交付は198件(7.1%)となっている。却下件数は107件となっている。

① 新規交付の状況

平成28年度の新規交付件数、2,608件のうち、1級は1,026件、2級は844件、3級は415件、4級は323件となっている。

(参考)

- 「福祉行政報告例」(厚生労働省)によると、平成26年度の新規交付件数の総数は1,062件、平成27年度の新規交付件数の総数は1,036件となっている。

② 再認定の交付の状況

身体障害者手帳3級所持者41件のうち、再認定により、1級に変更したものが25件、2級に変更したものが8件となっている。

また、身体障害者手帳4級所持者29件のうち、再認定により、1級に変更したものが9件、2級に変更したものが12件となっている。

既に所持している手帳の等級	再認定後の等級					
	1級	うち、 肝臓移植	2級	3級	4級	計
1級	75	53	2	1	0	78
2級	32	19	15	3	0	50
3級	25	7	8	7	1	41
4級	9	4	12	1	7	29
計	141	84	37	12	8	198

注：肝臓機能障害の等級について集計している。

③ Child-Pugh 分類別の認定状況

身体障害者手帳交付件数2,806件のうち、Child-Pugh分類Bに該当するものは1,258件となっており、全体の44.8%を占めている。

	総数	1級	2級	3級	4級
Child-Pugh分類B	1,258	222	401	387	248
Child-Pugh分類C	1,116	515	479	39	83
肝臓移植	428	428	—	—	—
計	2,802	1,165	880	426	331

注1：90日以上の間隔をおいた検査において、Child-Pugh分類の合計点数が10点以上が連続して2回以上続くものをChild-Pugh分類Cに計上し、Child-Pugh分類の合計点数が7点以上9点以下が連続して2回以上又はどちらか1回のをChild-Pugh分類Bに計上している。

注2：死亡により診断書がないものがあり、計は交付件数と一致しない。

注3：Child-Pugh分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

※ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くことが、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準となっている。

(2) 却下となった理由

申請却下となった107件について、その主な理由は、下記のとおりである。

Child-Pugh 分類の点数が7 点に満たないため	40 件
検査日から180 日以内にアルコールを摂取しているため	44 件
1 回目検査と2 回目検査の間が90 日以上(180 日以内)空いていないため	8 件
診断書の作成日が平成28 年3 月31 日以前で、旧基準により審査した結果、要件に満たないため ※ うち、Child-Pugh 分類の合計点数が7 点に満たないものが4 件	5 件
補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限について該当する項目がないため	3 件
その他	7 件